
鹿屋市

財政改革プログラム(概要版)

鹿屋市行政経営改革大綱に基づく実施計画書

平成 18 年 12 月

鹿 屋 市

目 次

I	はじめに	1
II	本市の財政状況	1
III	財政見通し	4
IV	財政改革の基本的考え方	7
	1 財政改革の基本方針	
	2 財政改革計画期間	
	3 財政改革の目標	
V	歳入改革	8
	1 市税等による歳入の確保	
	2 受益者負担の適正化	
	3 市有財産の遊休地の売却	
	4 公金預金の新たな管理	
	5 広報、ホームページ等を活用した広告等の掲載	
VI	歳出改革	9
	1 経常経費の削減	
	(1) 人件費の抑制	
	(2) 指定管理者制度の導入	
	(3) 扶助費の抑制	
	(4) 市債の繰り上げ償還の実施	
	(5) 内部事務経費の削減	
	(6) 公共施設の再編・整理	
	2 政策経費の見直しと重点化	
	(1) 事務事業の再編・整理	
	(2) 市単独補助金の見直し	
	3 公債費の縮減	
	(1) 市債発行の総額抑制	
	(2) 合併特例事業債の総額抑制	
	財政改革計画	11
	《用語解説》	12

はじめに

地方財政は、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備をはじめとした国民生活に密接に関連する行政を担っており、国の財政と並ぶ車の両輪として、極めて重要な地位を占めている。今後も、地方分権の推進や少子・高齢社会に向けた地域福祉の充実など、地方公共団体が担うべき役割は、ますます重要となっている。

しかしながら、近年の我が国経済の厳しい財政状況を反映して、税収が低迷していることに加えて、相次いで打ち出された経済対策のための公共事業の追加や減税の実施などにより、大幅な財源不足がつづいており、平成 18 年度末の地方財政の借入金残高は、204 兆円に達すると見込まれている。

また、国は地方分権改革を推進し、国と地方の歳入の乖離を是正するという趣旨のもと、「三位一体の改革」を着実に推進しており、平成 18 年度までの「三位一体の改革」の内容は、

- (1) 国庫補助負担金については、平成 18 年度までに 4 兆円を上回る廃止・縮減等の改革を行う。
 - (2) 税源移譲は、おおむね 3 兆円とする。
 - (3) 地方交付税については、地方歳出を見直し、抑制する等の改革を行う。
- など、国と地方の税財源の見直しを進めており、地方財政をとりまく財政状況は、ますます不透明であり、さらに厳しさを増すことが予想される。

現下のきわめて厳しい地方財政の状況、国・地方を通ずる財政構造改革の必要性を踏まえると、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立し、効率的で持続可能な財政への質的変換を図るため、徹底した行財政改革を推進しなければならない。

このようなことから、平成 18 年 3 月に策定した「鹿屋市行政経営改革大綱」の「自主性・自立性の高い財政運営の確保」に基づき、歳入に見合った歳出の財政運営を基本とする『財政改革プログラム』を策定した。

本市の財政状況

本市は、平成 18 年 1 月 1 日に 1 市 3 町が合併し、新生鹿屋市としてスタートしたところである。合併後の新市の財政は、各市町の合併前と同様に、自主財源に乏しく、国県支出金、地方交付税や市債などの財源に依存する割合が高い歳入構造となっており、加えて景気の影響により市税収入の安定した伸びも期待できないなど、厳しい状況にある。

また、合併前のバブル崩壊後に、景気浮揚策として国を挙げて行った社会資本整備に伴う地方債残高の増嵩による公債費負担の増加や、少子高齢化により社会保障費が年々増加する一方、国の「三位一体改革」による一般財源総額の減

少や、景気低迷に伴う市税収入が伸び悩む中、投資的経費の財源不足を補うため、各種の基金を投入してきたことから、基金残高が減少傾向にある。

さらには、合併により、新市の一体性の速やかな確立と、均衡ある発展に資する事業を推進するため、財政需要はますます高まるばかりであり、本市をとりまく財政環境は厳しさを増しているといえる。

(参考1) 国の「三位一体改革」による本市への影響額

- ・平成18年度は、改革の初年度である平成15年度に比較し、約14億5千万円の一般財源総額が減少している。

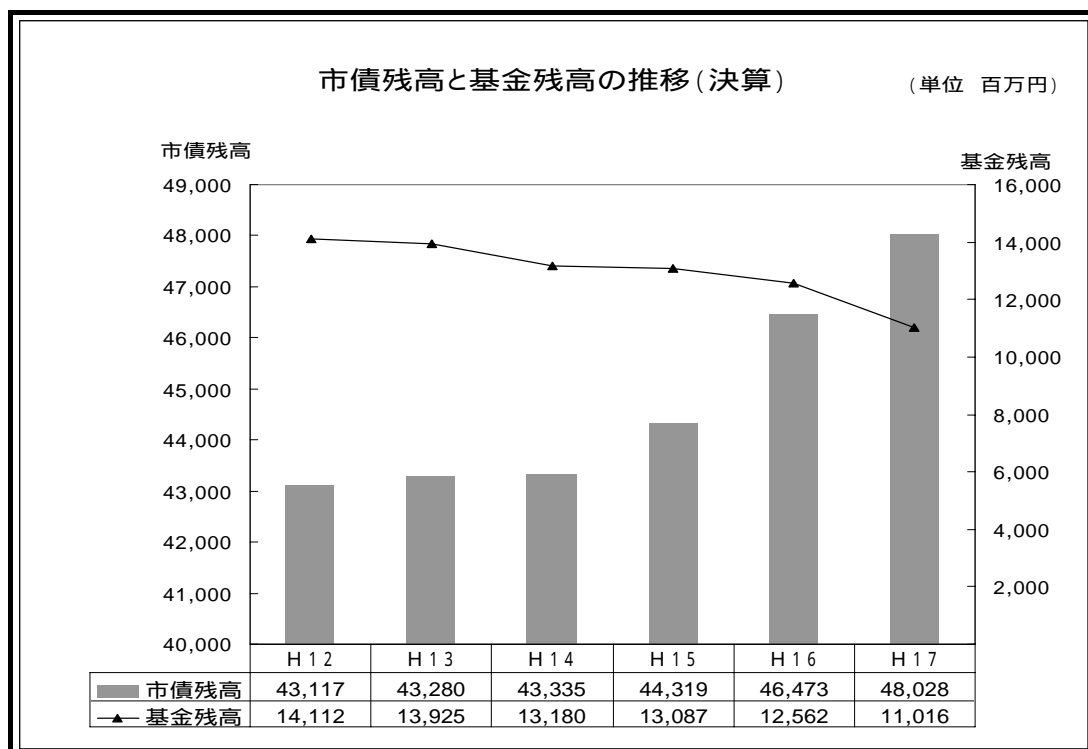
(単位 千円)

区分	H16	H17	H18	計
国庫補助負担金の削減	88,560	106,571	479,794	674,925
税源移譲	135,715	149,426	641,240	926,381
交付税改革	882,209	472,968	344,640	1,699,817
影響額	835,054	430,113	183,194	1,448,361

(注意) H16、H17 は、旧鹿屋市のみの影響額である。

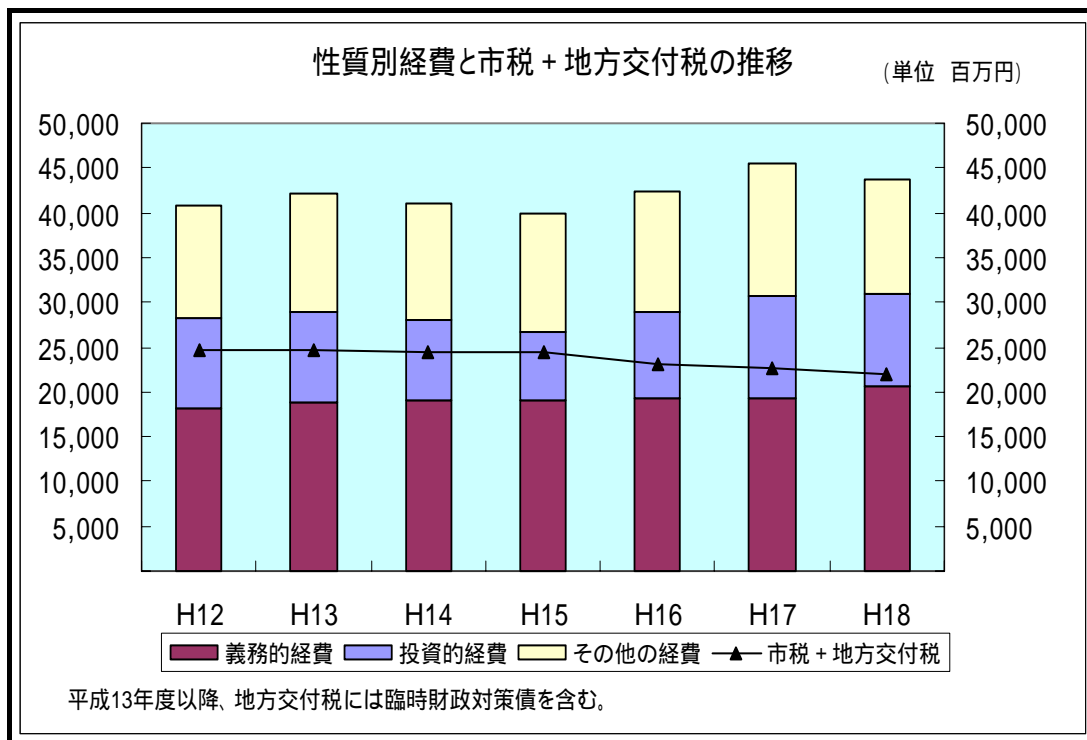
(参考2) 市債及び基金残高

- ・市債残高は、平成14年度末まで横ばいで推移しているが、平成15年度以降各年度末における残高は、増え続けており、一方基金残高は、平成12年度以降減少傾向に転じており、基金総額の目減りが続いている。



(参考3) 性質別経費及び市税等

- ・義務的経費（人件費・扶助費・公債費）は、平成12年度以降右肩上がりに上昇しているのに対し、市税及び臨時財政対策債を含めた地方交付税の合計額は、地方財政計画の縮小や三位一体改革の影響を受け、右肩下がりである。
- ・これまでは、市税及び交付税等で義務的経費を賄っていたが、今後は厳しい状況にあるといえる。



(参考4) 各財政指標

- ・平成16年度以前の各指数については、旧1市3町の加重平均した数値。
- ・類似団体の各指数は、鹿屋市と同程度の人口と産業構造により分類された団体の平均値の数値。

指標	区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
財政力指数	鹿屋市	0.38	0.39	0.40	0.41	0.42	0.44
	本県17市平均	0.39	0.40	0.41	0.42	0.40	0.38
	類似団体	0.67	0.63	0.64	0.65	0.60	-
経常収支比率	鹿屋市	82.1	82.9	85.3	84.4	87.3	89.2
	本県17市平均	86.8	88.6	92.1	91.0	94.6	95.4
	類似団体	82.2	82.6	84.7	85.9	90.5	-
公債費比率	鹿屋市	13.1	13.6	14.2	14.2	14.4	14.3
	本県17市平均	16.3	16.4	16.8	16.8	17.3	17.2
	類似団体	15.2	16.0	16.5	15.7	15.9	-
起債制限比率	鹿屋市	9.3	9.6	9.8	9.7	9.6	10.0
	本県17市平均	11.8	11.5	11.4	11.4	11.6	12.4
	類似団体	11.2	11.0	10.9	10.6	10.7	-
実質公債費比率	鹿屋市	-	-	-	-	-	13.3
	本県17市平均	-	-	-	-	-	15.9

財政見通し（平成 21 年度まで）

(1) 試算にあたって

本市の予算編成においては、人件費や扶助費、公債費といった義務的経費や、施設の維持管理経費、また、扶助費など法令等により市町村事務とされている経費などをまとめた経常経費と、さらに、本市の総合計画などに基づき独自の裁量で実施を決定する政策経費とに分類される。

この財政見通しにおいて、まず、経常経費や一般財源の見込みについては、平成 17 年度の決算、また、18 年度の現計予算や普通交付税の決定額など、最新の状況を折り込んだ。

次に、政策経費については、合併に伴い、現在、新市のまちづくりの指針となる「総合計画」を策定中（平成 19 年度末策定予定）であることから、今回の見通し（試算）においては、合併時の新市まちづくり計画における各課の要望額を基に試算した。ただし、この要望額については、以下の通りとした。

- ・平成 19 年度は、現在、当初予算の編成中であることから、各課の要望額を企画調整課、財政課において精査し、調整を行い集計した。
- ・平成 20 年度、21 年度については、要望額であり精査されていないこと、また、19 年度末に策定される新市の「総合計画」により、その施策体系や、方針が決定されることを踏まえ、現段階で要望されている新規事業については集計せず、継続的な事業のみを集計した。

(2) 試算の位置づけ

この試算は、平成 17 年度一般会計決算や 18 年度 6 月補正後の一般会計予算を基に、本市のこれまでの歳出動向^(注)や、国の中期財政見通しなどを踏まえたいくつかの前提条件の下に数値的な試算を行った、現段階における財政見通しであり、財政計画として将来の予算編成を拘束するものではない。

（注）歳出動向・・・本市の基幹産業や人口の増減、また、景気による経済動向など、本市特有の事情による各分野における歳出の増減傾向。

(3) 歳入・歳出見込みの考え方

歳入（一般財源計画額）

市税	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税においては、平成19年度以降、過去の伸び率を参考に、1.7%を乗じて積算し、さらに定率減税廃止分及び所得税からの税源移譲分を加算した。 ・固定資産税においては、平成19年度以降、21年度の評価替えの年（6.5%）を除いて過去の伸び率を参考に、3%を乗じて積算した。
地方譲与税	<ul style="list-style-type: none"> ・所得譲与税は、平成19年度以降、市民税に移行することから、0とした。 ・それ以外の譲与税は、過去の伸び率を参考に、1.0%を乗じて積算した。
交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費税交付金は、平成19年度以降の伸率と景気回復等を考慮し2.0%、自動車取得税交付金は、同じく伸率を1.0%とし、その他は伸率を0%として積算した。
地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「構造改革と経済財政の中期展望2005年度改定」において示された伸率を採用し、普通交付税においては合併補正分を、また特別交付税においては包括措置分を加算した。
臨時財政対策債	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度以降も継続されるものとし、18年度の許可予定額と同額を見込んだ。

歳出

経常経費	義務的経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 <ul style="list-style-type: none"> ・定年退職等による新陳代謝及び、平成18年度以降の給与改定のみを見込み積算した。 ・定員適正化計画による減員等は見込んでいない。 ・扶助費 <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度以降、過去の伸び率を参考に、2.7%で積算した。 ・公債費 <ul style="list-style-type: none"> ・過去の借入分の償還額に、新市まちづくり計画の要望ベースにおける市債の償還額を加算した。
	繰出金等	<ul style="list-style-type: none"> ・各特別会計において、制度改正や、事業費の伸び、事業量を把握し、今後の所要額を見込んだ。
	その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度以降、過去の伸び率を参考に、1.0%で積算し、新規建設予定施設の維持管理経費等を加算した。
	政策経費	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時の新市まちづくり計画における各課の要望額に基づき集計した。（ただし、新規事業については未集計）

(4) 平成 21 年度までの財政収支の見通し

新市まちづくり計画の実施計画に基づく要求ベースでの試算 (単位 百万円)

区 分	17 年 度	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	
財 政 見 通 し A	40,240	44,741	38,871	42,887	42,178	
経 常	27,370	28,678	29,381	29,549	30,149	
政 策	12,870	16,063	9,490	13,338	12,029	
A の財源内訳	国・県支出金	7,531	8,043	6,528	8,169	7,537
	経 常	4,668	4,819	4,963	5,111	5,264
	政 策	2,863	3,224	1,565	3,058	2,273
	地 方 債	(4,164)	(5,114)	(3,153)	(4,194)	(3,707)
	2,722	3,808	1,945	3,006	2,519	
	そ の 他	3,850	4,306	1,998	2,143	2,026
	経 常	2,094	2,070	1,482	1,482	1,482
	政 策	1,756	2,236	516	661	544
	一 般 財 源 B	26,137	28,584	28,400	29,569	30,096
	経 常	20,608	21,789	22,936	22,956	23,403
政 策	5,529	6,795	5,464	6,613	6,693	
一 般 財 源 計 画 額 C	26,907	27,796	27,587	27,645	26,969	
財 源 過 不 足 額 (C - B)	770	788	813	1,924	3,127	
経 常 収 支 比 率 の 推 移 予 測	89.2%	89.7%	91.7%	91.5%	95.4%	

地方債の()書は、減税補てん債、臨時財政対策債を含んだ額である。

財源不足額を基金のみで対応した場合における基金残高の状況 (単位 百万円)

前年度末基金残高		11,017	8,150	8,091	6,923
うち 3 基金		8,203	5,382	5,309	4,127
取り崩し	地方債管理基金	588			
	地域振興基金	1,499			
	清掃施設整備基金	53	813	1,924	3,127
	農業振興基金	7			
	財政調整基金	1,592			
	計	3,739	813	1,924	3,127
積み立て	財政調整基金	721	600	601	602
	地方債管理基金	137	140	140	140
	その他の基金	14	14	14	14
	計	872	754	755	756
当年度末基金残高		8,150	8,091	6,923	4,552
うち 3 基金		5,382	5,309	4,127	1,742

3基金は、財源調整に活用可能な、財政調整基金、地方債管理基金、地域振興基金である。

(5) 試算結果と課題

これによると平成 19 年度から 21 年度までの 3 カ年間で総額 58 億 6,400 万円もの財源不足額を生じることとなる。

この財源不足を基金の取り崩しのみで対応した場合、平成 22 年度には当初予算編成に支障をきたすこと
財源調整に活用可能な 3 基金（財政調整基金、地方債管理基金、地域振興基金）は、平成 21 年度末には約 17 億円まで減少すること
基金総額においても、平成 21 年度末には平成 17 年度末に比べ、半額以下に減少することが予想される。

今後、予定されている打馬地区の区画整理事業、桜ヶ丘市営住宅の建替事業、耐震基準に満たない小中学校の校舎増改築事業など、避けて通れない大型事業や、新市の総合計画において、戦略的、重点的に取り組む「まち飛躍プロジェクト」に対応するためにも、その財源対策として基金を確保しておく必要がある。

このような中、国は地方分権推進のため、「三位一体の改革」を推し進めており、前述のとおり本市においても、一般財源総額で平成 18 年度は、15 年度と比較すると、約 14 億 5 千万円縮減されており、今後も地方財政をとりまく財政環境は、ますます厳しさを増すことが予測される。

以上のことから、全ての事務事業について、抜本的な見直しを行うとともに、実施事業の厳選を行ない、徹底した無駄の排除や、水膨れした予算を本市の体力に見合う予算規模に修正することが必要不可欠である。

財政改革の基本的考え方

財政収支の見通しのとおり、財源調整に活用している基金による財政運営は、平成 20 年度までしか見通しが立たないことや、平成 19 年度末策定の新市の「総合計画」を今後着実に推進していくためには、現下の厳しい財政状況を克服し、持続可能な財政運営を実現する必要がある。このため、「集中改革プラン」に沿った改革を着実に実行するとともに、「歳入に見合った歳出の財政運営」を基本とする。

今後、地方においては、国の「三位一体改革」や「権限移譲」により、地方へ税源が移譲され、自己決定・自己責任のもと、地方分権が加速度的に推進されることから、この財政改革は新市の「総合計画」を実行可能なものとするための初期的な段階の計画書であり、今後とも健全な財政運営を持続可能なものとするためさらなる財政改革が必要である。

1 財政改革の基本方針

- (1) 歳入に見合った歳出とし、財源対策としての基金の繰入は、原則として行わない。
- (2) 政策経費における新規事業については、原則として、新市の「総合計画」策定までの間は凍結するものとする。
- (3) 政策、施策目標の実現に向けて、真に重点的に推進すべき事業については、厳選の上、重点化事業として位置づける。
- (4) 歳入に見合った歳出とするため、各年度の一般財源計画額から経常経費に必要な一般財源を差し引いた範囲内で、各部・各総合支所に枠配分を行う。また、後年度の公債費を抑制し、基礎的財政収支の黒字化を図るため、合併特例事業債を含めた市債についても枠配分を行う。
- (5) 経常経費については、これまで聖域とされていた扶助費等も含め徹底した経費削減を行い、経常収支比率の目標値を意識した改革を目指す。

2 財政改革計画期間

「集中改革プラン」の実施期間と整合性を図るため、平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間で「集中改革期間」とし、聖域なき事務事業見直しによる歳入確保策や歳出削減策の具体化に向け、集中的かつ重点的な改革に取り組む。

3 財政改革の目標

- (1) 新市の「総合計画」の着実な推進を図ることができるよう、各年度に財源不足を生じない財政構造を構築すること。
- (2) 経常収支比率の目標値を平成 21 年度に 87%以下とし、今後も段階的に改革を推進し、平成 23 年度に 85%以下になるよう努める。
- (3) 市債発行については、政策経費の抑制に合わせて、臨時財政対策債や合併特例事業債など、地方財政計画に基づく特例的な地方債を含め、当該年度の公債費の額の 75%以内とする。

歳入改革

地方分権の推進に伴い、自己決定・自己責任を確立するためには、自主財源の太宗をなす市税収入の安定的な確保や、収納率の向上が極めて重要である。そのため、これまでも、収納高揚 4 力年計画（平成 14～17 年度）に基づき、滞納整理に力を注ぎ、一定の成果を上げたところであるが、今後とも、財政運営の自主性を高めるため、市税や使用料手数料などの財源確保に向けた対策を講じる。

1 市税等による歳入の確保

- (1) 市税徴収率の向上
 - ・新収納高揚 4 力年計画（平成 18～21 年度）に基づき、引き続き滞納整理

を推進し税負担の公平性・適正化を進めるとともに、徴収率の向上に取り組む。

(2) 住宅使用料の収納率の向上

・新市営住宅家賃滞納整理要領に基づき、連帯保証人との連携や、訴訟など法的措置を強化し、収納率の向上に取り組む。

(3) 保育料の収納率の向上

・特別滞納整理班の設置など徴収体制を整備するとともに、文書による催告を強化し、収納率の向上に取り組む。

2 受益者負担の適正化

公平性、平等性の観点から、サービスの質・量とそれに見合うトータルコスト等を考慮するとともに、今後、指定管理者制度に移行する施設については、利用料金制度において適正な受益者負担となるよう使用料、手数料などの見直しを行う。

3 市有財産の遊休地の売却

普通財産、道路残地や国有財産の譲渡による里道等の行政財産など、現時点で行政目的として利活用が見込めない土地については、広報等による広告を実施し、積極的に短期貸付や売却処分などを推進する。

4 公金預金の新たな管理

公金預金は、これまでは指定金融機関をはじめ、市債の借入残額を考慮して金融機関への預金等で管理していたが、現下の超低利息市場においては、確実・有利な新たな管理方法が求められることから、各基金の運用状況を考慮した上で、元本及び利息が保障され、比較的利息の高い国債等の債権での管理を導入する。

5 広報、ホームページ等を活用した広告等の掲載

広報「かのや」やホームページ等を活用し、広告掲載を行うことで新たな収入の確保を図る。

歳出改革

経常収支比率の上昇を抑え、適正な指数を維持するため、経常経費においては、人件費や扶助費等の義務的経費についても聖域をなくし、徹底した額の圧縮に努める。

また、政策経費においては各年度における重点化事業とその他の事業に峻別し、事業の縮小・廃止、繰り延べなど徹底した見直しを行い、事業の優先順位を基に

枠配分された一般財源と市債の範囲で事業を構築する。

1 経常経費の削減

- (1) 人件費の抑制
 - ・定員適正化計画に基づき、人件費の抑制を図る。
- (2) 指定管理者制度の導入
 - ・本市の全ての「公の施設」の設置目的及び施設のあり方、管理運営の効率性・経済性等全般について検証を行い、低コストで適正なサービスが提供できると判断された施設について、指定管理者制度を積極的に導入する。
- (3) 扶助費の抑制
 - ・これまで扶助費については聖域とされてきたが、年々増加する社会保障費の伸びが本市の財政運営を圧迫しつつあることから、国・県の制度の基準を上回るサービス及び本市単独の手厚いサービスにおいて、その役割及び効果を検証し、削減、廃止又は統合を目標に見直しを実施する
- (4) 市債の繰り上げ償還の実施
 - ・これまで発行した市債のうち、年利 3%以上で借り入れた民間等資金について、利子軽減の観点から、繰り上げ償還を実施する。
- (5) 内部事務管理の縮減
 - ・経常収支比率を平成 21 年度に 87%以下に抑制する目標達成のため、内部事務管理経費の削減目標額を定め、徹底した縮減に取り組む。
- (6) 公共施設の再編・整理
 - ・市町村合併により未利用となった公共施設や、類似する施設について再編・整理の観点から、公共施設の役割の見直しや統廃合を進め、公共施設の民間への処分も含め検討を行う。

2 政策経費の見直しと重点化

- (1) 事務事業の再編・整理
 - ・定員適正化計画による人件費や、集中改革プランにおける経常経費の縮減をしてもなお、政策経費に充当可能な一般財源に不足を生じることから、平成 19 年度予算から各部・各総合支所ごとに一般財源と市債の枠配分方式を導入する。
 - ・このため、政策経費全般について、重点化事業とその他の事業を峻別し、事業の縮小・廃止、繰り延べなど徹底した見直しを行い、事業の優先順位を決定する。
- (2) 市単独補助金の見直し
 - ・市の単独補助金は、サンセット方式や事業費補助を原則とし、補助金の交付が長期化、固定化することを避け、総額を抑制することとし、費用対効

果が低くなったもの、役割が終了したものは、補助団体の統廃合を含め個別に見直す。

- ・このため、公益性や有効性の観点から、学識経験者を含めた審議会を設置し、補助金の額が少額で費用対効果が見込めないもの等の廃止など、積極的な見直しに取り組む。

3 公債費の縮減

(1) 市債発行の総額抑制

- ・公債費の縮減を図るには、市債の発行額を抑制することが最も効果的であることから、毎年度の市債の借入額を、当該年度公債費の75%以下に抑制する。

(2) 合併特例事業債の総額抑制

- ・合併特例事業債は、充当率95%、後年度の元利償還額に対し70%が交付税で措置される有利な起債である。
- ・合併協議において借入限度額の60%を借入予定としていたが、合併特例事業債といえどもあくまでも借金であり、また今後の交付税制度が不透明なことから、借入総額の抑制に努める。

財政改革計画

本プログラムを着実に実行することにより、各年度における財源不足額が解消され、健全な財政運営が可能となるとともに、平成19年度末に策定される「総合計画」を実施するための足固めとなる。

(単位 百万円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21
1 各年度における財源不足額			813	1,924	3,127
2 歳入改革による増収額			97	76	45
3 歳出改革(経常経費)による削減額			577	1,318	2,004
4 重点化事業の設定と、枠配分方式による政策経費の再編整理による削減額			139	530	1,078
各年度の財源不足額			0	0	0

《 用語解説 》

鹿屋市行政経営改革大綱

- ・「地方分権時代にふさわしい自立した自治体の創造」を目指し、平成19年度末に策定される新市の「総合計画」を着実に推進していくための改革の指針となる。

集中改革プラン

- ・鹿屋市行政経営改革大綱に基づき、平成17年度から21年度までの具体的な実施計画書として策定したもので、国が公表に努めるよう指導されたもの。

市債・地方債

- ・地方債は、市債、町債などの総称で、地方公共団体が資金調達のために負担する債務であり、一会計年度を超えて行われるもの。

公債費

- ・地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額。

一般財源

- ・市税、地方交付税など、財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。

地方財政計画

- ・国が毎年度、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込み額を作成するもので地方公共団体の予算編成の指針となるもの。

財政力指数

- ・地方公共団体の財政力を示す指標として用いられ、この指数が、1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるとされている。

経常収支比率

- ・地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標で、この数値が高いほど財政構造の弾力性がなく、財政の硬直度高い。

扶助費

- ・地方公共団体が、生活保護法、児童福祉法等に基づき被扶助者に対して支給する費用や、市町村独自の裁量で行う各種扶助の支出額。

公債費比率

- ・公債費の一般財源に占める割合。この値が高いほど、財政運営の硬直度高まりを示すもの。

起債制限比率

- ・地方債の許可制限に係る指標で、地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、この値が20%以上になると、一部の地方債の発行に制限がかかる。

実質公債費比率

- ・国が2006年度から導入した地方公共団体の財政健全度を図る新たな指標。地方公共団体の収入全体に占める借金返済の割合を示す。

投資的経費

- ・支出の効果が資本形成に向けられ、施設がストックとして将来に残るものに支出される経費をいう。普通建設事業費などが該当する。

地方交付税

- ・地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政事務を行えるよう、財源の不均衡を是正するための制度で、税収等に応じて一定の基準により国から交付される「普通交付税」と、普通交付税に反映することができない、災害等の特殊な事情を考慮して交付される「特別交付税」がある。

臨時財政対策債

- ・地方の財源不足額については、国と地方が折半して補てんすることとされており、その地方負担分として地方財政法第5条の特例として発行が許可される、用途が特定されない赤字地方債。

合併時の新市まちづくり計画

- ・合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進し、新市の速やかな一体性を確保するとともに、新市全体の均衡ある発展を図ることを目的とし、新市における「総合計画」の策定までの間の基本的なまちづくりの指針となる計画書。

総合計画

- ・本市のまちづくりの指針となる計画で、基本構想、基本計画及びこれに基づく実施計画から構成されている。

繰出金

- ・一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費。

財政調整基金

- ・財源に余裕がある年度に積立を行い、予期しない収入減や支出増等に備えることで、年度間の財源の不均衡を調整する目的で、条例により設置している基金。

地方債管理基金

- ・地方債の償還及び地方債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するために、条例により設置している基金。

地域振興基金

- ・市内各地域の振興を図ることを目的とした公共施設等の整備、その他地域の振興に資する事業を実施するための財源として、条例により合併時に新たに設置している基金。

マイナスシーリング

- ・ 予算編成作業において、予算要求限度あるいは予算要求枠のことを示す手法のひとつで、予算要求の限度額を前年度より定率削減して設定すること。

基礎的財政収支

- ・ 公債費以外の歳出が、地方債以外の歳入で賄われているかどうかをみるもので、いわゆる、「プライマリーバランス」ともいわれる。

基礎的財政収支 = (歳入総額 - 地方債) - (歳出総額 - 公債費)

財政健全化のためには、均衡又は黒字が望ましい。

合併特例事業債

- ・ 合併市町村がまちづくり推進のため、合併時の「新市まちづくり計画」に基づいて行う公共的施設の整備事業や基金の積立のうち、合併に伴い特に必要と認められる経費に対し発行が許可される地方債。

指定管理者制度

- ・ 地方公共団体の施設を、指定を受けた「指定管理者」に管理を代行させるもので「指定管理者」の対象が営利企業のほか、社会福祉法人などの公益法人、特定非営利活動法人（NPO）及び法人格をもたない団体へ広がり、運用が拡大された。

定員適正化計画

- ・ 将来的な職員数の目標数値や、当面の職員定数について、平成 18 年度から 22 年までにおいて、具体的な退職者見込み数や採用予定者数を定めたもの。

一般財源と市債の枠配分方式

- ・ 予算編成に当たって、各部課にあらかじめ一定額の予算を提示し、その範囲内で予算要求を行わせる方式で、各部課の裁量権が増大し、スクラップ&ビルド効果が期待される。

サンセット方式

- ・ 事務事業や補助金等について、太陽（Sun）が沈む（Set）ように期限を定める手法。予算査定時に、3 年や 5 年という終期をつけ、その期限が到来したら一切停止するという約束を設定すること。